「たけたの食べ方マイスター」派遣事業 運営・実施要領

(目的)

第1条 竹田市内の食育に関する知識や経験を有する人材である「たけたの食べ方マイスター」を各地域に派遣することにより、知産知消を地域に広げ、食育活動の活性化と食育の推進に寄与することを目的とする。

(たけたの食べ方マイスターとは)

第2条 食育に関する知識、技術、経験を有し、知産知消を広げ、地域の食育推進に 寄与するものをマイスターとして市が認定している。現在認定されているマイ スターは別表名簿のとおりである。

(利用対象者)

第3条 地域において食育に関する学習や実践を希望する市民の要望に応じ、竹田市内 に所在がある保育所・幼稚園、学校、施設、市民団体等とする。

(派遣)

第4条 派遣に関しては、下記の要件及び手続きにより行うものとする。

1 派遣申請者

マイスターの派遣を申請できる者(以下「申請者」という)は、竹田市内に所在が 認められる保育所・幼稚園、学校、施設、市民団体等の利用対象者とする。

2 対象事業

申請者が実施する事業は、次の各号の要件を満たさなければならない。

- (1) 講演会、調理実習、体験会、食育の普及啓発活動等、食育の推進を図る事業であること。
- (2) 10人以上を対象とすること。
- (3) 竹田市内で開催されること。
- (4) 政治活動・宗教活動または営利を目的とした事業でないこと。

3 申請手続き

申請者は、派遣依頼申請書(第1号様式)を保険健康課へ提出するものとする。派遣者への事務連絡は保険健康課から行うが、詳細の打合せは申請者に委任する。

4 派遣人数

派遣するマイスターは原則1名とする。ただし、イベント等で様々な分野のマイスターの連携により総合的な事業であると認められる場合はこの限りではない。

5 派遣回数

派遣する回数は、年度内において1申請者あたり2回までとする。

(実施報告)

第5条 申請者は実施報告書(第4号様式)を実施した日から30日以内に市に提出するものとする。

(対象経費)

第6条 事業に係る対象経費はマイスターへの人件費とする。 その他事業実施に必要な諸経費は、申請者もしくは参加者の負担とする。

(事務)

第7条 この要領に定める事務は、竹田市保険健康課において行う。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項はその都度協議する。

附則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

別表(第2条関係)

	所 属	氏 名
1	和らびTFC	池見 傑
2	Osteria e Bar RecaD	小林 孝彦
3	くわき農園	堀 孝敏
4	志土知農産加工所	佐藤 双美
5	藤野屋商店	甲斐 昇一郎
6	食育実践者 / イラストレーター	佐藤 まさり
7	八世屋	長谷川 敦子
8	志保屋	服部 玲子
9	農村商社わかば	堀 哲郎
10	シャンピ	松竹 祐介
11	エコファーム21	太田 修道
12	Kawano の台所	河野 叔子
13	やいの夢	河野 ちよみ
14	姫野一郎商店	姫野 武俊
15	上野屋旅館	古荘 聡一